

■■■「竹島の日」制定の波紋
韓流ブームのなか、今年は「日韓友情年」ということで、日韓両国の友好親善は大きく進展するものと期待されていたのに、島根県議会が議員提案で上程した「竹島の日」を制定する条例が、韓国側から強い反発を受け、各地の交流事業は中止されるなど、その波紋を広げている。

竹島は島根県隠岐の島町に属している。しかし同じ島が韓国では独島ドクトウと呼ばれ、慶尚北道鬱陵邑ウルルンに所属する。かねてより島の領有権が争われてきた。

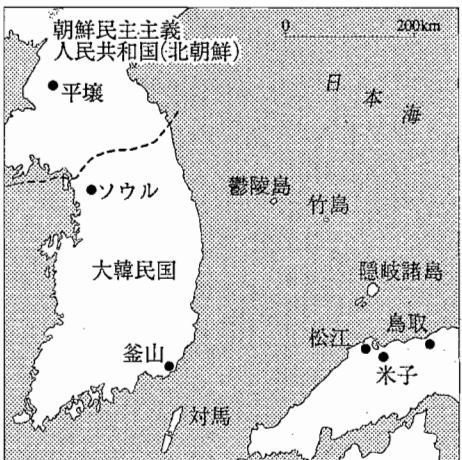
地元島根県としても、「島根県領土竹島の再確認」の陳情を一九五一(昭和二六)年に行つて以来、ことある度にくり返してきている。したがって、何もしょうしない日本政府のヤル氣を喚起するため、県独自で条例制定にふみきつたものである。

島根県の地図に竹島が見られるようになったのは最近のことで、一般に県民の関心は極めて低い。独島を所管する韓国慶尚北道と、竹島をもつ島根県とは、お互いに火種をかかえていることは承知のうえで、姉妹結縁して一五年になる。当然に地元として、竹島の研究が進められていてよいが、何故か手つかずのままできている。領土問題は国でといって棚上げして、過去の歴史に正面から向き合うことをしないでいたツケがまわってきたようと思われる。

それが領土問題の最前線に立つことになったのである。島根県側はこれほどまでに韓国を刺激することになるとは想定もしていなかった。そこには歴史認識のズレを見ることがで起きるわけであるが、やる以上は、それなりの勉強をしたうえでやつてもらいたいと思っている。例えば、島根県が民放テレビで放映したCMも、県議会の条例案についての提案理由について、外務省が誤った認識をもっていることに気付かな



竹島(韓国名・独島)
2005年3月1日撮影(AP/WWP)



いで、そのまま述べるだけで終わっているのである。私は、「歴史的にも国際法上からも明らかに日本固有の領土である」という外務省の見解に疑問をもつものであり、果たしてそうであるかを検証してゆくことにしたい。

江戸時代の竹島渡海事業

外務省のホームページは、「竹島領有に関する歴史的な事実」ということで、次のように述べている。

「江戸時代の初期(一六一八年)、伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島を拝領して渡海免許を受け、毎年、同島に赴いて漁業を行い、アワビを幕府に献上していたが、竹島は

きである。

第三に、幕府が許可したのは竹島(鬱陵島)への渡海だけで、松島(現竹島)渡海については「幕府の内意」を得たにすぎないと、川上健三も記している(『竹島の歴史地理学的研究』一九六年)。川上は外務省条約局にあって、調査官として、竹島が日本固有領土であるという説を歴史的に解明する作業に従事した。

外務省がいうように、鬱陵島を町人に拝領させたのではあれば、それは日本領となり、渡海をするのに特別許可是必要ない。わざわざ申請し、幕府が鳥取藩主宛に許可したのは、あるいは朝鮮領ではないかという危惧があつたからである。直前の一六一四(慶長十九年)に、対馬藩が鬱陵島を磯竹島と称して領有化を画策し、朝鮮政府から強く抗議される事件があつた。この時、朝鮮国との往来は対馬経由の航路だけで、他の道をとつて来航する者は海賊とみなすという申し入れを受けていた。したがつて竹島に渡海しようという米子町人に対する、幕府としては外国貿易を許可する朱印状は出すことができず、奉書のかたちで認めたと思われる。

御奉書というのは、外国への渡海を許可した老中連署の文書で、宛先は海外渡航をする本人で、竹島渡海のように藩主に宛てたものは例外である。しかも幕府が許可したのは「今度渡海」と記してあるように、今度の渡海だけである。そうである以上は、渡海ごとに申請しなければならなかつたはず

鬱陵島渡航への寄港地、漁労地として利用されていた。また、遅くとも一六六一年には、両家は幕府から竹島を拝領していた。

この記述とともに、外務省は「我が国は、遅くとも一七世纪半ばには、実効的支配に基づき竹島の領有権を確立していると考えられる」というが、そのように断定できるかどうか。

まず第一に、「伯耆藩」などという藩は存在しなかつたことである。因幡・伯耆両国を領有し、鳥取に居城を定めていたことから、鳥取藩とか因州藩と呼ぶのが通例である。韓国側が「伯耆州」といつているのに影響されたとすれば情けない。

第二には、鬱陵島と竹島を幕府から「拝領」したというが、これは明らかに間違っている。ここで外務省がいつている竹島は当時松島と呼ばれていた現在の竹島のことであるが、当時は一般に鬱陵島を竹島と呼んでいたので、本稿ではその竹島(鬱陵島)・松島(現竹島)を使う。幕府から拝領したというのは、大谷家文書に見えるが、一一代の当主が一八二〇年代(文政年間)にまとめた「竹島渡海由来記抜書控」からとっている。大谷家は火事で文書のほとんどを焼失し、残った文書を集めてこの「抜書控」を作成した。「拝領」の文言は、一六八一(延宝九)年に三代当主が巡見使に回答した御請書のなかに出てくるが、すべての土地は領主のものという封建社会では、幕府が町人に島を分与するなどはありえないというべきである。

ささらに問題となるのは、許可した年を一六一八(元和四年)と決めてかかつてよいかということである。大谷家の「抜書控」で「元和四年より渡海はじまる」と記してあることから、一六一八年が通説になり、外務省もそう記す。しかし幕府の奉書には、「五月一六日」とあるだけで年号はない。しかも署名している四名のうち、老中職にあるのは二名だけで、他の二名は小姓組番頭であった。四名がそろつて老中になるのは一六二二(元和八年)であり、当然に奉書を発給したのはその年以降としなければならないはずである。

松島と呼ばれた現竹島の「拝領」について、外務省が一六一(寛文元)年と断定しているのもおかしい。一六六一年は川上健三が推定したもので、「寛文元年の松島渡海」というのは、大谷、村川両家が幕府の正式承認の下に、同島におもむくようになった年を意味しているようにも考證られる」と述べていることによる。大谷家文書では渡海した年をいくつかあげているが、それは松島に行くようになつたというものにないとう・せいいちゅう 一九二九年岡山県生まれ。島根大学名譽教授。著書に、『島根県の百年』『日本海地域の在日朝鮮人』『鳥取県の歴史』『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』など。

すぎず、川上も「幕府の内意を得て」と記すにとどめているのである。それをもって「一六六一年には、両家は幕府から挙領していた」などといえるわけもない。

卷之三

米子町人による竹島(鬱陵島)渡海事業は、元和年間から七年以上にわたってつづけられ、アワビやアシカ油、銘木、薬草などを持ち帰り珍重されていた。しかし幕府に対しては「貢物上納仕らず」であり、代りに幕府要人に串アワビを献上したり、注文にこたえて銘木などを贈っていた。また鳥取藩としては、渡海費用として毎年米千俵を貸与、御城銀を貸付するなどして支援をし、串アワビを藩が買上げて清算していく。

『のため竹島は
伯耆國に屬する島と思われるよろこびなり
一六六七(寛文七)年に松江藩の斎藤秀仙がまとめた『隱州視
聴合紀』には、隱岐国の西北に竹島と松島があることが記さ
れる。この史料は、松島(現竹島)のことが初めて記されたものとして注目されているが、竹島(鬱陵島)を日本の西北端と
みるか、隱岐を当てるかで、日韓両国間では意見が対立して
いる。私は、竹島渡海の最盛期であり、隱岐の人たちも伯耆
国に属する日本領として竹島(鬱陵島)をみていたと思ってい
る。またそうでなければ、三〇年後に日朝両国間で争う「竹
島一件」と呼ばれる領土紛争の意味がない。

このため竹島は、偏耆國に屬する島と思われるようになり、一六六二(寛永二十二年)の元和豊臣三河守の二月

鳥取藩では幕府に対処を求めた

翌年も朝鮮人が先に来ていた。そのなかの二人を捕えて米子に連行、二ヶ月も拘留したのち、幕府の指示で長崎に送り、対馬藩から帰国させた。この時幕府は対馬藩に命じて、竹島への朝鮮人の通漁を禁止するようなど、朝鮮政府に申し入れをした。

これに対しても朝鮮側は、「倭人のいう竹島は我が國の夢斐

このことに関連して外務省のホームページは、「鬱陵島へ

の渡航を禁じたが、竹島への渡航は禁じなかつた」と、現竹島(松島)への渡航禁止は「言及しなかつたとする。しかし松島については、竹島に附屬する島として特段の取扱いはしておらず、渡海免許も与えていない松島に言及する必要はなかつたのである。松島は、竹島の往復途中に望見したり立ち寄るくらいで、竹島渡海が禁止されれば、松島へだけ行く者はいなかつた。

とりわけ重要なのは、幕府の竹島渡海禁止を決定つけたと思われる、一六九五(元禄八)年一二月二五日付で幕府に提出した鳥取藩の回答書である。

竹島と呼んできた鬱陵島が朝鮮領とされた以上、その屬島とみられている松島(現竹島)も朝鮮領となる。

卷之三

一二月二四日に老中阿部豊後守から、鳥取藩に竹島関連で七か条の質問が発せられている。その第一は、「因州伯州の竹島はいつから附属になったか」というもので、鳥取藩はこれに「竹島は因幡伯耆に附属するものではない」と回答した。そして第七項で、「竹島の外に両国附属の島はあるか」との質問に対しても、「竹島松島其外両国附属の島はない」と答えているのである。鳥取藩が、竹島とともに松島(現竹島)についても、因伯両国附属のものではないとしたことは重要で、因伯附属ではない、すなわち日本領とはいえない松島について、竹島渡海禁止令の例外とするわけにはゆかないことは明らかである。

安龍福の来日は、独島の領有権が朝鮮國にあることを幕府

「竹島一件」の結末は、竹島すなわち鬱陵島が朝鮮の領土であるとを確認したことである。朝鮮政府は一五世紀以来、島に人がいたら倭寇が攻めてくるといつて、鬱陵島を無人にする空島政策をとってきていたが、もちろん領有権を放棄したわけではない。米子町人は無人島のために渡海事業をつづけることができたが、それは空家に持主の了解なしに入り込み、宝物を奪つて帰るに似た行為といわねばならず、そうした泥棒行為を外務省のホームページのように、「我が国は、遅くとも一七世紀半ばには、実効的支配に基づく竹島の領有権を確立していた」というわけにはよくなないのである。

に確認させたということで、韓国では中学高校の国史教科書で特筆大書されている。ところが日本では、官名詐称の狂言とか、虚言癖のある私人の単独行動であるとかいって、安龍福の抗議來藩を過小に評価し、鳥取藩にとつては重要な外交問題であつたにもかかわらず、「島取県史」でさえも言及していない。

この問題についての韓国側史料は『朝鮮王朝実錄』その他であり、帰國後捕えられて備辯寺で訊問された供述が記してある。すなわち安龍福が鬱陵島で日本人を見つけ、于山島まで追いかけた時、「松島は即ち子山島、これ亦我が國地」といつたことになっている。子山島は于山島である。しかしその年には、一月に竹島渡海禁止令が出されていたため、米子町人は出かけていないのであるから、安龍福の発言と行動は作りごとなる。

鳥取藩の側には、安龍福が伯耆国に到着してから二ヶ月の間の状況を詳細に記した史料がある。私もかつて『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』(二〇〇〇年、多賀出版)のなかで記しておいた。両国にまたがる事件である以上、両国の史料をつき合わせて解明すべきであつて、韓国側のように、自國の史料だけに頼る手法は、一国主義的歴史観であるといつて批判した。

伯耆国にやつて来た安龍福は、「朝鬱兩島監稅將臣安同知騎」と墨書きした旗をかけていた。ここでの「朝鬱兩島」と

朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ候処」と記してあり、竹島、松島ともに朝鮮領であるとする認識を示していた。

次いで新政府は、竹島あるいは松島の開発についての申請にどう対処するかを迫られる。一八世紀後半に西洋の船が日本海に入り、海図にない竹島、松島を発見して、それぞれが島に新しい名称をつけるようになる。その一つがスミスの「日本図」で、竹島をアルゴノート、松島をダジュレーと呼んだ。これを長崎にいたシーボルトが、松島、竹島と逆に記したことから、鬱陵島の竹島が松島に、松島(現竹島)が竹島になる。その後フランスの捕鯨船が現竹島をリアンクール岩と命名、これが西洋の海図でも使われ、日本でもリアンコ島と呼ばれるようになる。

こうした島名の混乱があるなかで、政府でも実情を確認する必要から、船を出して調査することや、関係のある島根県に照会することにした。一八七六(明治九)年に政府から照会された島根県は、古い記録を調べて、隱岐の西北にあるので県域に含めてよいかどうかを内務省に伺い出た。内務省も独自に調査したうえで、竹島外一島は日本領ではないとする結論に達した。ただ領土の案件は重要であるとして、翌年三月に太政官の決裁を求め、岩倉右大臣以下三名の参議の同意を得て、「竹島外一島本邦関係無之義」と決定する。

また海軍省水路局による実測調査も、一八八〇(明治一二)年に軍艦天城を派遣して行われ、「其地即チ古来ノ鬱陵島二

は「鬱陵島ト于山島是ナリ」と、一八二八(文政一一)年に鳥取藩士岡嶋正義の『竹島考』は注記している。

また安龍福が、伯耆州(鳥取藩主)から「両島既屬國」と、鬱陵、于山兩島が朝鮮領であるとする書契を取りつけたことも『朝鮮王朝実錄』にはみられるが、鳥取藩主に会った事実はないから、書契なども覚えてははずもない。ただ鳥取藩を通じて将軍に宛てた訴状を提出し、そこで言及していた可能性についてまで否定することはできないであろう。それというのも、釜山での交渉で対馬藩主は東萊府使に、「去る秋、貴国人呈單の事あり」と告げているし、朝鮮側でも「漂風ノ愚民」による「呈書ノ事」があつたことを認めているのである。

このようにみてくると、鳥取藩に抗議するために来日した安龍福によって、鬱陵島の東方に于山島があり、両島ともに朝鮮の領土であると主張した事実は認めなければならないと思われる。

明治新政府の決定

明治維新後、新政府は朝鮮国に外務省官員を派遣して、一八七〇(明治三)年に『朝鮮國交際始末内探書』と題する報告書を受けた。そこでは、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」として、「松島ハ竹島ノ屬島ニテ、松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モコレナク」、竹島については「元禄度後ハ暫クノ間

■ ■ ■ 大韓帝国勅令第四一号

シテ、其ノ地方ノ小島竹島ト稱スル者アレ共、一個ノ岩石二過キサル旨ヲ知リ、多年ノ疑義一朝冰解セリ」と結論づけたことを、北島正誠の『竹島考證』(一九九六年、復刻版)は記している。

一九〇〇(明治三三)年一〇月二五日付大韓帝国勅令第四号は、鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守に改めて郡制を施行する。そして鬱島郡は鬱島のほか、竹島、石島を管轄するとした。ここで竹島は鬱陵島近くの竹嶼島のことと、石島が独島に当たると韓国側はいつている。その当時、島民の多くが全羅道出身者で、全羅道方言では石を獨と発音しているのでトル島としたわけで、発音通りならば独島になるという。関連して、一九〇四(明治三七)年九月二十五日の軍艦新高の航海日誌が、松島(現竹島)に行つてリアンコルド岩実見者より聞いた話として、「リアンコルド岩、韓人之ヲ独島ト書シ、本邦漁夫之ヲ略シテリアンコ島ト呼稱セリ」と記しているよう、韓国人が漢字で書く場合は、石島ではなく独島と記すとする。

このように、石島が独島であり、鬱島郡に属する島であることを認識していたからこそ、一九〇六(明治三九)年に島根県の神西部長ら一行が立ち寄って、リアンコ島の領土編入のことを郡守の沈興澤に告げた時、郡守は本郡所属の独島が日

本領にされたことに驚いて、直ちに江原道厅に報告して対処を求めたのである。

一九〇〇(明治三三)年のこの勅令が、石島すなわち独島を韓国領としていたことが確認できれば、一九〇五(明治三八)年のリアンコ島の日本領土編入は「無主地先占」というわけにはゆかなくなる。

この当時、日本政府関係者がリアンコ島が韓国領であることを知らなかつたとは思われないのである。いくつかの例証をあげておく。まず地理学者田淵友彦の『韓国新地理』(一九〇五年)は、江原道鬱陵島の項目で「ヤンコ島」として記している。領土編入を申請した中井養三郎も、「此の島を朝鮮の領土と信じて」韓国政府に貸下申請を行うつもりで上京した(奥原碧雲『竹島は鬱陵島』一九〇七年)。中井からの申請を受けた内務省地方局では、「韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ收メテ、環視ノ諸外国ニ我ガ國ガ韓國併存ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムル」といつて却下している(島根県広報文書課『竹島関係資料』第一巻)。

■■■ リアンコ島の日本領土編入

一九〇四(明治三七)年秋、上京した島根県西郷町の中井養三郎は、内務省で申請を拒否されたのち、外務省で山座内次郎(政務局長)に面会する。山座は「時局ナレバこそ其領土編入ヲ急務トスルナリ」と述べて、外交上では問題はなく、内務

無人の島が所属不詳というものは明らかに一方的な独断である。前述のように、五年前の一九〇〇(明治三三)年には大韓帝国勅令が公布されている。内務省が「韓國領地ノ疑アル」といつていたこととも関連する。また中井がリアンコ島に「移住」して漁業に従事していたというが、小屋を仮設して漁期にだけ出漁していたにすぎず、移住といえる実態はなかつた。軍艦対馬の報告も、十日間ばかりの「仮居」であつたという。無主地先占というが、無主地ならば固有領土説と矛盾するし、先占の実情は右の如くであった。

だから外務省のホームページは領有権の再確認説をとる。すなわち、「閣議決定及び島根県告示による竹島の島根県への編入措置は、日本政府が近代国家として竹島を領有する意思を再確認したものであり、……また当時、新聞にも掲載され、秘密裡に行われたものではないなど、有効に実施されたものである。」

ところが、閣議で決定した領土編入を関係国に通報することも、官報による公示もなく、編入措置をとった島根県に対して、「管内への公示」を示達しただけであつたから、韓国側は先占は無効であると主張する。

さらに、歴史的に日本の固有領土であったというが、すでにみたように、一六九六(元禄九)年と一八七七(明治一〇)年の二度にわたって、日本には関係がない島であると決めている。したがって、江戸期以来リアンコ島の領有権について否認し

省のような心配は無用とした。山座はソウルの日本公使館にいた韓国通である。さらに農商務省水産局長牧朴真、海軍省水路局長肝付兼行らと協議して、内務、外務、農商務三大臣に宛て「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を提出させた。なかも海軍省の肝付局長は、「肝付將軍斷定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ」ということで、中井が前年からリアンコ島でアシカ漁をはじめたことをもつて、「同島經營ニ從事セルモノアル以上ハ」といつて、「無主地先占」の理論を適用して領土編入することを提案した。

すでに日露戦争は始まっている。六月には対馬海峡で陸軍輸送船が撃沈されるなど、ウラジオストク艦隊の南下が危惧され、海軍は韓国東海岸に監視所を設けて海底電信線で結ぶこととし、鬱陵島との間も九月には開通した。だから外務省の山座局長は、リアンコ島(現竹島)に望楼を設けて海底電線を敷設すれば、「敵艦監視上極メテ屈意ナラズヤ」といつて、領土編入が急務であると説く。

一九〇五年一月八日の閣議決定は、以下の内容をもつていた。

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ……無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタルト認ムヘキ形跡ナク、……明治三十六年以来中井養三郎者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トナシ……」

たことはあるが、日本領だと主張したことは一度もなかつた。領有意思の再確認にはならないのである。

むろん日本側に領有意思がなかつた例として、その島名をあげることができる。江戸期には、現竹島を鬱陵島の竹島に對して松島と呼んでいたことを捨て去り、フランスの捕鯨船が命名したリアンクール岩(リアンコ島)を島名にして怪しまなかつたのは何故か。

新島命名の事情もおかしい。島根県内務部長から意見を求められた隱岐島司が、歴史的背景を無視して、鬱陵島を竹島と呼んでいるのは「誤称」だとして、海図では松島となつているので(シーボルトの誤解による)、新島は竹島と命名すべしと回答したことである。島司の命名理由からすれば、江戸期と同じように竹島ではなく松島とすべきであった。このことについて島根県庁内では誰からも異議が出されず、島司の回答通り竹島ということで内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのである。新島竹島についての認識が、地元でも如何に稀薄なものであつたかを知ることができるわけで、そんなものが固有領土といえるだろうか。

ここでの領土編入を考える場合、日露戦争のさなかで、日本軍隊が韓国内に駐留していた時のことであることに留意すべきである。

年表風にみてゆく。一九〇四(明治三七)年二月一〇日に日本はロシアに宣戰を布告、同月二三日には「日韓議定書」を

締結する。それは、仁川に上陸した日本軍がソウルに入り、韓国の首都を軍事的に制圧したうえでの締結であった。韓国は施政は日本の指導下に置かれ、日本軍は軍略上で必要とする地を臨機収容することができるようになり、駐留権と土地収容権を確保する。さらに五月三一日には「対韓施設綱領」を閣議決定し、韓国の保護國化を明確に方向づけ、八月二二日の第一次日韓協約で財政と外交の顧問を韓国政府が雇い入れることを定めた。

そして一九〇五(明治三八年)年一月の旅順攻略につづき、三月の奉天会戦、五月の日本海海戦をひかえた一月二八日に、リアンコ島の領土編入を日本政府は閣議で決定したのである。外務省の山座政務局長、海軍省の肝付水路局長が積極的役割を果たしたことは前述した通り。しかも一月からはソウル一帯の治安警察権は、日本軍が掌握するという戦時体制下での領土編入であった。したがって韓国政府に通告していたとしても、それに異議を申し立てるような状況にはなかつたといふべきで、初めから無視していたと考えた方がよい。日露講和後の一一月一七日には第二次日韓協約であり、一二月二〇日からは韓国統監府が設置され、韓国の日本による保護國化は確実に進められてゆく。

日本の竹島領有一〇〇年は、韓国にとっては日帝支配の殖民地化がはじまる一〇〇年であり、日本による独島領有はその第一歩ということになる。

一〇月には親米的な中華民国に代つて中華人民共和国が成立する。そして一九五〇年には朝鮮戦争の勃発である。米ソ対立の冷戦が極東でも広がるなかで、アメリカは対日講和を促進するため、國務省顧問のダレスに予備交渉を開始させるのであつた。「平和國家日本」に固執して再軍備に消極的であつた日本を説得し、アメリカの味方に立たせることができねいであつた。川上はこれを「極東における秩序の安定を目指途」にして対日平和条約草案の領域区分が進められたとみてゐる。

一九四九年一月二日付草案までは、竹島は朝鮮領になっていた。それをみた駐日米国政治顧問のシーボルトが、國務省に対しても竹島の帰属を再考するよう提案した。彼は「安全保障の考慮がこの地に気象及びレーダー局を想定する」と述べている。こうして四九年一二月二九日付草案からは、竹島は日本領に変えられる。この時イギリス、ニュージーランドは竹島を日本の領域外に置いていたが、ダレスはそれを説得して最終案をまとめた。

当然に韓国は反発した。独島を明記するように要求したが、アメリカは、「かつて朝鮮によつて領土主張がなされたとは思われない」といつて受け入れなかつた。日本が固有領土説を主張した「外交的成果」である。しかし韓国も負けられないと。独島を日本領土からは明白に除外し、韓国領であること

■■■未解決の竹島問題

一九四三(昭和一八)年のカイロ宣言は、日本が暴力的に略取した新附の領土は返還せると定めていた。固有領土は除外されるため、川上健三らによる竹島研究がはじめられ、『竹島の歴史と地理学的研究』がまとめられた。

日本占領の連合国軍司令部は、一九四六(昭和二一)年の覚書六七七号で、日本政府の行政権行使が停止される地域に朝鮮関係では竹島を含めていた。また同年の覚書一〇三三号でも日本船の操業許可区域の外に竹島を位置づけていた。

ただこれらの覚書は、領土帰属の最終的決定ではないとされており、一九五二(昭和二七)年に対日平和条約が発効するとともに、必然的に効力を失つたとする立場からは、竹島は平和条約で日本領土になつたと理解する。

しかし覚書一〇三三号が平和条約発効の三日前に廃止が通告されていることから、すべての覚書が自動的に無効になつたというのは誤りであるとする説もある。竹島について明示的に規定されているのは覚書六七七号だけであり、対日平和条約がそれと矛盾するはずではなく、実質的な変更はなかつたと韓国側は主張する。

ここで問題も、極東における冷戦激化の状況に対処しようとしたアメリカの意図が具体化されたことにある。

一九四九(昭和二十四)年九月にはソ連が原爆保有を発表した。

であった金東祚は述べている。アメリカのダブルスタンダードが問題をあいまいなままにして結着させたといつてよい。

アメリカが主導して作成した対日平和条約には、竹島について書かれていらない。そのため日韓両国では異なる解釈をする。だから外務省にて固有領土説を主張してきた川上も、著書の「あとがき」で当面して竹島の問題は「未解決」と記さざるをえなかつたのである。そこには戦後史の問題や国際法での論点解説が課題として残されていることを示している。ともあれ、歴史にかかる問題については、本稿で述べてきた通りである。竹島研究で川上の著書は古典的といつてよいほどのものであるが、刊行以来四十年近くを経過した現在、当然に川上の研究を批判的に乗りこえる成果もあげられてきている。そうした研究成果を無視している外務省の不勉強は許すわけにはゆかないのである。

竹島問題は日韓両国にまたがつてゐる課題である。そうである以上、両国の関係史料をつけ合わせて共通の土俵をつくつて客観的な立場で解説してゆく必要に迫られている。すでに韓国では宋炳基編『独島領有権史料選』(二〇〇四年、ハンリム大学校アジア文化研究所)のように、日本側の史料を原文のまま収録した史料集も刊行されるようになつた。歴史の問題である以上、歴史の実事を確認し、それを尊重することからはじめられなければならないと思つてゐる。